

## 鳥取大学工学部技術部研修に関する申し合わせ

(平成20年11月10日技術部実務管理委員会承認)

### (趣旨)

第1 鳥取大学工学部技術部実務管理委員会要項第8条の規定に基づき、鳥取大学工学部技術職員の研修に関して必要事項を定めるものとする。

### (研修)

第2 工学部技術部で取り扱う研修は、次に掲げる内容のものとする。

- 一 専門的知識及び技術修得を目的とした研修会、講習会及び技術発表会などの集合研修
- 二 個々の技術職員が、業務上必要な専門知識及び技術などを修得し、業務遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とする個別研修

### (個別研修の内容)

第3 前項第2号の個別研修の内容は、技術職員が業務に関わる個々の専門分野の研修課題について、業務として一定期間行うもので、その成果が技術の向上に寄与するとともに業務に反映されることが期待されるものとする。

### (個別研修の申請及び期間)

第4 第2の第2号の個別研修の申請は、本務に支障をきたさないことを前提条件(業務依頼先の教員等との事前協議や承諾)として、随時行うことができるものとする。

### (個別研修手続き)

第5 研修を希望する者は、所定の「研修願」(様式1)を工学部技術部長(以下「技術部長」という。)に提出し、承認を受ける。研修修了後は、所定の「研修報告書」(様式2)を技術部長に提出するものとする。

### (個別研修成果の公表)

第6 研修修了者は、研修成果を広く技術部に周知させ、工学部技術職員の技術水準の向上に資するように努める。

( 研修委員会 )

第 7 技術部に、工学部技術職員の研修を行うため、鳥取大学工学部技術部研修委員会(以下「委員会」という。)を置く。

( 委員会の任務 )

第 8 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- 一 委員会は、集合研修に関する事項を検討し、実務管理委員会に提案するものとする
- 二 委員会は、技術部が主催する集合研修について調査及び企画を行い実施する

( 委員会の組織 )

第 9 委員会は、技術部各技術グループから選出された技術職員をもって組織する。

( 委員の任期 )

第 10 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 委員長 )

第 11 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

( その他 )

第 12 この申し合わせに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 記

- 1 この申し合わせは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この申し合わせ施行後の最初の第 9 の委員の任期は、第 10 の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この申し合わせ施行により、鳥取大学工学部技術部研修委員会申し合わせ(平成 20 年 5 月 1 日技術部実務管理委員会承認)は、廃止する。

[ 様式 1 ]

## 研 修 願

平成 年 月 日

鳥取大学工学部  
技術部長 殿鳥取大学工学部技術部  
所属 系技術グループ  
職名  
氏名 印下記について、鳥取大学工学部技術部実務管理委員会要項第3条第二項による承認を  
願います。

## 記

1. 研 修 名

2. 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 場 所

4. 目 的

5. 計 画

6. 費 用  
不要 要(内訳は裏面に記載) 概算費用( )7. 緊急時の連絡先  
研修場所 自宅 携帯電話 その他( )  
( 電話 )認 平成 年 月 日 平成 年 月 日  
印 技術部長 印 技術長 印

上記の願出については 承認する。 承認しない。

費用内訳

費 目	用 途 ( 概 要 )	金 額 ( 円 )
		計 円

[ 様式 2 ]

# 研 修 報 告 書

平成 年 月 日

鳥取大学工学部  
技術部長 殿

鳥取大学工学部技術部  
所属 系技術グループ  
職名  
氏名 印

研 修 名	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
場 所	
成果の概要	
備 考	

平成 年 月 日

上記の修了を確認する。

鳥取大学工学部技術部

技術部長

印

技術長

印

費用内訳

費 目	用 途 ( 概 要 )	金 額 ( 円 )
		計 円